

## 建築・建築設備工事における熱中症対策に資する費用計上に関する特記仕様書

本工事は、建築・建築設備工事における熱中症対策に資する費用計上の対象工事であり、受注者が費用計上を希望する場合に適用する。

### 1 実施内容

一般的な熱中症対策として、共通仮設費及び現場管理費等に含まれるものを別記に示す。一般的なもの以外の熱中症対策（例：遮光ネット（足場に設置するものに限る））を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更を行う。

#### （別記）

一般的な熱中症対策の例（共通仮設費及び現場管理費等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服 等
- ・ ドライミスト（簡易なもの）
- ・ 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置

### 2 実施方法

受注者が一般的なもの以外の熱中症対策を実施するために費用計上を希望する場合は、以下のとおり実施する。

- （1）受注者は、「工事打合せ簿（見積書等の資料含む）」により発注者と協議し、承諾を得る。
- （2）受注者は、熱中症対策の実施内容がわかる資料（実施内容を記した写真等）を提出する。
- （3）発注者は、受注者から提出された資料を確認し、設計変更を行う。

### 3 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないように、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めない。

ただし、熱中症対策以外を目的として、一般的なもの以外の熱中症対策についての技術提案があり採用した場合、その費用は受注者負担とする。

#### 4 工事成績評定での創意工夫の取扱い

一般的なものの以外の熱中症対策を設計変更の対象として実施する場合には、これらの実施は工事成績評定において評価（創意工夫）の対象とならない。

#### 5 留意事項等

- ・別記の一般的な熱中症対策は、必ずしも全項目の実施を必須要件とするものではなく、工事毎の特性に応じた必要な対策を実施する。
- ・参考として国土交通省ホームページ掲載 「建設現場における熱中症対策の事例集」 を以下に示す

(URL : <https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf> )

(URL : [https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_001275.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001275.html) )